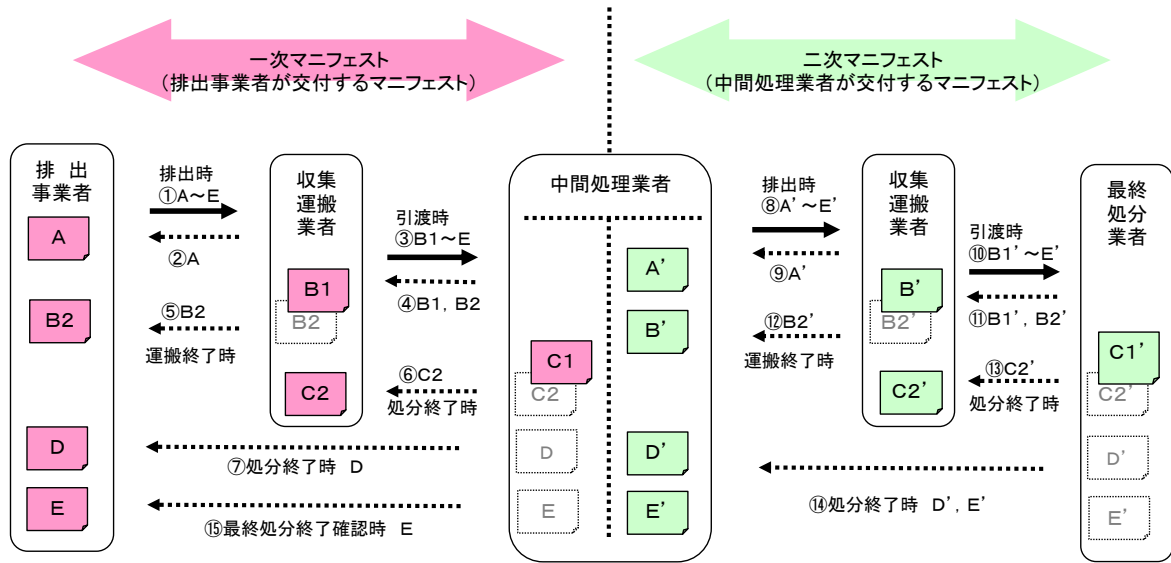


産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



- ポイント**
- **マニフェストの保存義務**
排出事業者はA票, B2票, D票, E票を5年間保存する義務があります。収集運搬業者, 処分業者も同様です。
 - **マニフェストの確認義務**
排出事業者は受託業者からB2票, D票, E票が返送されてきたら, 保管していたA票と照合し, 委託契約書どおり処理が行われたか確認します。
- マニフェスト交付日から90日以内に(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内に) B2票, D票が, 180日以内にE票が返送されない場合は, 受託した産業廃棄物の状況を把握し, 適切な措置を講じるとともに都道府県知事等に報告する義務があります。